

調査はどのように実施されますか？

10月20日を基準に記入します



平成18年社会生活基本調査では、10月20日の状況を基準として記入します。なお、調査項目のうち「生活時間について」は、指定された連続する2日間の行動について記入します。

この調査は、昭和51年に開始されて以来、5年ごとに行われており、今回の調査は7回目になります。



社会生活基本調査のシンボルマーク

このシンボルマークは、外の円周で時間の流れを表現し、その中に、太陽と大地と様々な活動にいそしむ人の姿(社会)を図案化したものです。



調査をお願いする世帯は統計理論により選定されます



国勢調査調査区の中から指定された調査区に居住する世帯のうち、約8万世帯が、統計理論に基づいて選定されます。

調査をお願いするのは、その世帯にふだん住んでいる世帯員約20万人です。

(Q&A)

Q:調査世帯はどうやって選ばれるの？

- A:○皆さんは、料理の味見をするときに鍋の中身をよくかきまぜて一口すくって味を確かめてみたり、お風呂の湯加減をみるとときには、お湯をよくかきまぜて上の方を触ってみると思います。これらは、一部分の情報から全体の様子を知ることができるという例です。
- 社会生活基本調査では、料理の味見や湯加減をみるのと同じように、統計理論に基づき全国からかたよりなく公平に世帯を選ぶことによって、日本全体の様子をうかがい知るという方法をとっています。
- 調査地域は、総務省統計局がコンピュータによって無作為に選定しました。この地域の中から、統計理論に基づいて定めた方法によりやはり無作為に調査世帯を選びます。この方法を変更すると正確な統計が作れなくなりますので、調査対象に選ばれた折には、ご協力をお願いいたします。

調査はこのようなしくみで行われます



総務省統計局

- 調査の企画を行います。
- 調査対象となる地域（調査区）を選定します。



- 全国の調査票を集めてコンピュータで集計します。
- 調査結果を公表します。公表結果や結果の概要については、報告書のほか、インターネットなどを通じて広く一般に提供します。



集計

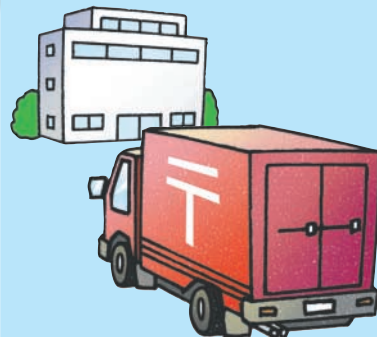
独立行政法人統計センター

都道府県

- 調査員を任命し、調査員事務打合せ会を開催します。
- 調査対象世帯を選定します。



- 調査員から提出された調査票を整理し、統計局（独立行政法人統計センターあて）に提出します。



調査員

- 選定された調査区内のすべての世帯を訪問して世帯名簿を作成し、都道府県に提出します。
- 都道府県が世帯名簿をもとに選定した世帯を訪問し、調査票の記入を依頼します。



- 調査票を取集し、都道府県に提出します。



調査対象世帯

- 調査票を受け取り、記入します。

